

## 登記手続きに関するご案内

1.アプラスブリッジローンでは、土地に対して担保権の設定(仮登記)が必要となります。担保権の設定仮登記及び土地の所有権移転登記は必ず弊社指定の司法書士をご利用いただきます。

また、登記に関わる費用が別途必要となります。

2.土地の所有権移転登記には、対象の土地の評価証明書(本年度分)が必要になります。

この評価証明書は現在の土地の所有者様に取得していただくもので、登記申請や事前の登記費用(登録免許税部分)の算出に必要なものになります。

以上2点に関しまして、事業者様あるいは仲介業者様へのご連絡をお願い致します。

司法書士側より必要とされる一般的な書類のご案内を添付致します。  
参考としてご参照ください。

添付内容の書類は当社ではなく司法書士へ提出予定の書類となります。  
審査申込時には必要はありませんが、金銭消費貸借契約の手続きの際に印鑑証明と住民票をご提出いただく形となりますので、宜しくお願い致します。

## 買主様登記必要書類ご案内（汎用）

買主様にご用意いただきます書類等は一般的に次のとおりとなります。

### <買主様>

1. 印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

※買主様複数名の場合、共有者1名につき印鑑証明書1通ご用意下さい。

2. 住民票

※買主複数名の場合で、同一世帯の方が共有されるときは、共有される方の記載された世帯分の住民票1通で結構です。

※買主複数名の場合で、同一世帯でない方が共有されるときは、共有者1名につき住民票1通をご用意下さい。

※1・2の書類に関しましては、金銭消費貸借契約のお手続きの際にご提出頂きます。  
借入申込必要書類用と登記用とそれぞれ必要となる旨ご了承下さい。

3. ご実印（認印不可）

4. ご本人様確認書類

※免許証やパスポートなどの顔写真つき公的証明書の原本を拝見し、表面と裏面のコピーをいただきます。

顔写真つきの公的証明書をお持ちでない場合は、健康保険証や介護保険被保険者証でも結構です。

5. 登記費用

6. その他

融資当日に株式会社アプラスより振り込まれる銀行口座の通帳、銀行印等の出金や送金に必要なもの（こちらにつきましては、必ず、お取引銀行や仲介業者様に別途ご確認下さい）

また、登記用の司法書士への委任状や登記申請に必要な書類は司法書士にて作成し、ご署名ご捺印いただきます。

※ただし、案件に応じて追加的に必要になる書類が生じることがございますので、ご注意ください。